

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出 (水産事務所)	65
○公共測量の実施 (用地課)	〃
○道路の区域変更 (丹後土木事務所)	66
○道路の供用開始 (〃)	〃
公 告	
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (山城広域振興局)	〃
○保安林の指定施業要件の変更の通知の公告 (京都林務事務所)	67
○都市計画法に基づく工事完了 (山城北土木事務所、南丹土木事務所、中丹西土木事務所)	〃

教 育 委 員 会	
○一般競争入札の実施	68
公 安 委 員 会	
○平成6年京都府公安委員会告示第62号等の一部改正	71
○一般競争入札の実施	〃
選 挙 管 理 委 員 会	
○公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程	73

告 示

京都府告示第49号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めため、漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、次のとおり事前届出があった。

なお、同条第3項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和7年2月7日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 届出事項

発起人の住所・氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
京丹後市久美浜町湊宮1664 湊漁業株式会社 京丹後市久美浜町湊宮2105の2 村岡繁樹 京丹後市久美浜町大向	湊加入区	京都府漁業協同組合

449

的 井 清

2 指定漁船調書の縦覧

縦覧期間	縦覧場所
令和7年2月7日から 令和7年2月21日まで	京都府水産事務所

(京都府漁業協同組合においても指定漁船調書を閲覧することができる。)

京都府告示第50号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である精華町長から通知があった。

令和7年2月7日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 測量の地域

相楽郡精華町地内

- 2 測定の期間
令和7年2月10日から令和7年3月31日まで
- 3 測定の種類
公共測量（数値地形図データ修正）



京都府告示第51号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和7年2月7日から令和7年2月21日まで縦覧に供する。

令和7年2月7日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 味土野大宮線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長
京丹後市弥栄町須川小字本田1685の4から	前	最小 2.6 ^m	272.3 ^m
		最大 8.0	
京丹後市弥栄町須川小字ヲカ1811の1まで	後	最小 3.7	258.2
		最大 27.5	

- 4 縦覧場所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第52号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和7年2月7日から令和7年2月21日まで縦覧に供する。

令和7年2月7日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 味土野大宮線
- 3 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
京丹後市弥栄町須川小字本田1685の4から 京丹後市弥栄町須川小字ヲカ1811の1まで	令和7年2月7日

- 4 縦覧場所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和7年2月7日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
ユニー株式会社
稲沢市天池五反田町1番地
代表取締役 榊原 健
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
アピタタウンけいはんな
相楽郡精華町精華台9丁目2番地4ほか
- (3) 変更の内容

変更した事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	UDリテール株式会社 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号 代表取締役 鈴木 康介 ほか9業者	UDリテール株式会社 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号 代表取締役 鈴木 康介 ほか9業者	令 6. 5. 31 ほか	小売業を行う者の退店及び出店のため

- 2 届出年月日
令和7年1月17日
- 3 縦覧場所

京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

4 縦覧期間

令和7年2月7日から令和7年6月9日まで

5 意見書の提出先

京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課



森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知をする相手方の所在が不分明のため、同法第189条の規定により、その通知の内容を京都市役所に掲示し、その要旨を次のとおり公告する。

令和7年2月7日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 通知の相手方の登記簿記載の住所及び氏名

- 住所の記載なし
藤野 宗次郎
- 住所の記載なし
吉田 良三
- 住所の記載なし
藤野 卓尔
- 住所の記載なし
藤野 亦造
- 住所の記載なし
藤野 善三郎
- 住所の記載なし
藤野 佐吉
- 住所の記載なし
藤野 岩次郎
- 住所の記載なし
藤野 久治郎
- 住所の記載なし
藤野 栄太郎
- 住所の記載なし
藤野 宇之佐
- 住所の記載なし
藤野 紋太郎
- 住所の記載なし
梶谷 友吉
- 住所の記載なし
辻 鉄治郎
- 住所の記載なし
米田 松之助
- 住所の記載なし
米田 廣三郎
- 住所の記載なし

- 橋爪 常造
- 住所の記載なし
橋爪 治良
- 住所の記載なし
藤野 三太郎
- 住所の記載なし
横屋 留吉
- 住所の記載なし
梶谷 竹治郎
- 住所の記載なし
北小路 菊之助
- 住所の記載なし
北小路 藤次郎
- 住所の記載なし
北小路 清三郎
- 住所の記載なし
北小路 鹿之助
- 住所の記載なし
榊谷 政治郎
- 住所の記載なし
橋爪 馬造
- 住所の記載なし
米田 要之助
- 住所の記載なし
米田 捨吉
- 住所の記載なし
胡麻 栄治郎
- 住所の記載なし
橋爪 定治
- 住所の記載なし
北小路 鶴之助
- 住所の記載なし
胡麻 栄次郎

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣が、保安林の指定施業要件を変更したこと。
- (2) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、指定された目的及び指定施業要件については、令和6年農林水産省告示第2341号による。



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和7年2月7日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 (1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
綴喜郡井手町大字井手小字川久保37、38の2、小字北玉水15の2

<p>(関連区域) 町有地</p> <p>(2) 開発許可を受けた者の住所及び名称 枚方市出口六丁目36の1 金城商事株式会社</p> <p>2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域 船井郡京丹波町蒲生蒲生野23の2の一部、23の3から23の5まで、23の6の一部 (関連区域) 船井郡京丹波町蒲生蒲生野480の一部、野口50の7の一部、50の10の一部</p> <p>(2) 開発許可を受けた者の住所及び名称 京都市南区上鳥羽仏現寺町35の2 YKビル1号館1階 株式会社明鳳</p> <p>3(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域 福知山市字篠尾小字川上25の7の一部、25の8の一部、25の9、26の4の一部、26の5の一部、小字羽合ノ下1078の1の一部、1079の一部、1080の3、市有地 (関連区域) 福知山市字篠尾小字川上1080の15の一部、市有地</p> <p>(2) 開発許可を受けた者の住所及び名称 福知山市篠尾新町四丁目1の1 足立不動産株式会社</p> <p>4(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域 福知山市字長田小字市場447の12、小字野臺666、668から672まで、673の1、673の2、674の3、市有地 (関連区域) 福知山市字長田小字市場447の10の一部、市有地</p> <p>(2) 開発許可を受けた者の住所及び名称 福知山市石原二丁目38 広瀬産業株式会社</p>	<p>(1) 業務の名称及び数量 京都府立学校における学習用端末保守・サポート業務 一式</p> <p>(2) 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書のとおり</p> <p>(3) 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで</p> <p>(4) 納入場所 仕様書のとおり</p> <p>2 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁第3号館4階 京都府教育庁指導部高校教育課 電話番号 (075) 414-5815</p> <p>(2) 入札説明書及び仕様書の交付等</p> <p>ア 交付期間 令和7年2月7日(金)から令和7年2月28日(金)まで(日曜日、土曜日、祝日及び休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)とする。</p> <p>イ 入手方法</p> <p>(ア) 原則として、アの期間に、京都府教育庁指導部高校教育課ホームページ(https://www.kyoto-be.ne.jp/koukyou/cms/?p=3343)の入札情報からダウンロードすること。</p> <p>(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。</p> <p>3 入札に参加することができない者 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者</p> <p>4 入札に参加する者に必要な資格 入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。</p> <p>(1) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。</p> <p>ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者</p> <p>イ 審査基準日(一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)の提出期間の属する年の1月1日をいう。以下同じ。)において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者</p> <p>ウ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者</p> <p>エ 過去5年以内に当該業務と同種の業務を行ったことがない者</p> <p>オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」</p>
<hr/> <p>教 育 委 員 会</p> <hr/>	
<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。</p> <p>なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約である。</p> <p>令和7年2月7日 京都府教育委員会 教育長 前 川 明 範</p>	
<p>1 入札に付する事項</p>	

という。)のほか、次のいずれかに該当する者
(ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

- (イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
- (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

カ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

- (2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札において指名停止とされていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

5 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、京都府教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の交付場所等

ア 交付場所

2の(1)に同じ。

イ 交付期間

2の(2)の(ア)に同じ。

なお、上記期間以外においても申請書の交付を随時行うが、入札期日に間に合わないことがある。

(2) 申請書の提出場所等

ア 提出場所

2の(1)に同じ。

イ 提出期間

2の(2)の(ア)に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から午後5時までの間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

なお、上記期間以外においても申請書の提出を受け付けるものとするが、入札期日までに資格審査の結果を通知することができないことがある。

エ 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。ただし、京都府の一般競争入札参加資格認定名簿掲載事業者については、同名簿掲載通知の写しの提出をもって、(ア)から(エ)まで及び(カ)に掲げる添付書類の提出に代えることができる。

- (ア) 法人にあつては登記事項証明書の写し、個人にあつてはその者が制限行為能力者(未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法(明治29年法律第89号)第17条第1項の審判を受けた被補助人)でないことの証明書及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことの証明書
- (イ) 府税納税義務者にあつては、府税納税証明書
- (ウ) 消費税及び地方消費税の納税証明書
- (エ) 営業経歴書
- (オ) 過去5年以内の同種の業務に係る実績一覧
- (カ) 法人にあつては財務諸表(貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書)、個人にあつては所得税の確定申告書の写し
- (キ) 取引使用印鑑届
- (ク) 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状及び受任者の身分証明書の写し
- (ケ) 返信用封筒(第一種定型郵便物の封筒に住所、氏名を記入し、110円切手を貼付したもの)
- (コ) 一般競争入札参加資格審査申請書類調書

オ 資料等の提出

申請書及び添付書類(以下「申請書等」という。)を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

カ その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、1の(1)の業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から令和7年3月31日までとする。

9 申請書記載事項の変更

申請書等を提出した者(6の名簿に登載されなかった者を除く。)は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を教育

長に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称又は所在地
- (3) 法人にあつては、資本金又は代表者の氏名
- (4) 個人にあつては、氏名
- (5) 取引使用印鑑

10 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3又は4の(1)のアからオまでのいずれかに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると教育長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書面その他教育長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があつたときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

11 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産開始手続の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者について当該資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨

げたとき。

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当し、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

12 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和7年3月24日（月）午後1時30分

イ 場所

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府庁第3号館6階入札室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

令和7年3月21日（金）

(イ) 提出先

2の(1)に同じ。

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送等による入札は認めない。

(3) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとし、同値入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3及び4に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(6) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範

圏内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、この入札に係る落札者の決定は、令和7年4月1日付けで行うこととする。

- (7) 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (8) 契約書作成の要否
要する。

13 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

14 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実に認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

15 入札の執行

この入札に係る令和7年度予算が京都府議会において議決されない場合は、この入札は、執行しないものとする。ただし、この入札における行為等については、指名停止等の措置の対象とする。

16 その他

- (1) 1から15までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。
- (3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは解除することがある。

17 Summary

- (1) The name and quantity of the service
Maintenance and support service of educational devices for Kyoto Prefectural Schools, a set of services
- (2) Contract period
From April 1, 2025 through March 31, 2026
- (3) Time limit for receiving tender by mail (not e-mail)
Friday, March 21, 2025
- (4) The date, and place for the opening of tender
1:30 PM Monday, March 24, 2025
Nyusatsusitu (Bidding room), Kyoto Prefectural Board of Education
Kyoto Prefectural Government, Building No.3 6F
Yabunouchi-cho, Shimachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto City, Kyoto, 602-8570, Japan
- (5) For further information
High School Education Division, Department of Guidance, Kyoto Prefectural Board of Education
Kyoto Prefectural Government, Building No.3 4F
Yabunouchi-cho, Shimachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto City, Kyoto, 602-8570, Japan

dori, Kamigyo-ku, Kyoto City, Kyoto, 602-8570, Japan
TEL (075) 414-5815

公 安 委 員 会

京都府公安委員会告示第19号

平成6年京都府公安委員会告示第62号の一部を次のように改正する。

令和7年2月7日

京都府公安委員会
委員長 在 田 正 秀

平成6年京都府公安委員会告示第62号の一部を次のように改正する。

2の表中「櫻井政友」を「富岡秀吉」に改める。



地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和7年2月7日

京都府警察本部長 吉 越 清 人

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び数量
 - ア 道路標識の主標識板 1,531枚
 - イ 道路標識の補助標識板 636枚
 - ウ 道路標識の支柱等 1,094本（組）
 - エ 道路標識の移設等 2,475箇所（枚）
 - オ 道路標識の塗装 2平方メートル

- (2) 購入物品の特質等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期間
契約締結日から令和8年3月31日（火）まで
- (4) 納入場所
京都府警察本部長が指定する場所

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入敷

之内町85番地3

京都府警察本部総務部会計課施設管理室管財係
電話075-451-9111 内線2274

(2) 入札説明書及び仕様書の交付

ア 交付期間

令和7年2月7日（金）から令和7年3月12日（水）まで（日曜日、土曜日、祝日及び休日を除く。）とする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

ウ 交付方法

(ア) 直接交付を受ける場合

交付期間中の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(イ) 郵送により交付を受ける場合

宛名が記載されているレターパックライトの封筒を同封の上、申し込むこと。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和7年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和7年京都府告示第4号）に定める競争入札参加者の資格を有する者で、次の業務種目に登録されているものであること。

大分類「看板類」一小分類「標識」

(3) 1の(1)の購入物品を納入期間内に確実に納入することができる者と認められる者であること。

(4) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

(5) 購入物品の検査を日本国内において行うことができ、契約担当者の検査に応じ、品質等を保証することができる者であること。

4 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間等

ア 提出期間

2の(2)のアに同じ。

イ 提出場所

2の(1)に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から午後5時までの間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(2) 確認通知

入札参加資格の確認結果は、別途通知する。

(3) その他

ア 確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の競争入札参加者の資格を有しない者で入札に参加しようとするものは、次により資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出期間

令和7年2月7日（金）から令和7年2月25日（火）まで（日曜日、土曜日、祝日及び休日を除く。提出時間は、午前9時から午後5時までとする。）とする。

なお、その後も随時受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

(イ) 資格に関する文書入手するための手段

原則として、京都府ホームページ（<https://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。

(ウ) 提出場所及び問合せ先

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部入札課入札・物品調達調整係
電話075-414-5428

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和7年3月25日（火）午前10時

イ 場所

京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3

京都府警察本部本館入札室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

令和7年3月24日（月）

(イ) 提出先

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3

京都府警察本部総務部会計課長

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同値入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くもの

とする。

(3) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者のした入札

ウ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(6) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、この入札に係る落札者の決定は、令和7年4月1日付けで行うこととする。

(7) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

入札金額の100分の5以上の額を徴収する。ただし、競争入札に参加しようとする者が規則第147条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。また、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

7 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実に認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

8 入札の執行

この入札に係る令和7年度予算が京都府議会において議決されない場合は、この入札は、執行しないものとする。ただし、この入札における行為等については、

指名停止等の措置の対象とする。

9 その他

(1) この入札の実施については、1から8までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは解除することがある。

10 Summary

(1) The nature and quantity of the products to be purchased

a. Main signboard for road signs 1,531 plates

b. Auxiliary signboards for road signs 636 plates

c. Poles and related components for road signs 1,094 units (sets)

d. Relocation and related tasks for road sign 2,475 locations (plates)

e. Painting of road signs 2 square meters

(2) The time, date and place for tender

10:00 a.m., Tuesday, March 25th, 2025

Tender room in the Main building, Kyoto Prefectural Police Headquarters

85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550, Japan

(3) Due date for tender from submission by mail

Monday, March 24th, 2025

(4) The time, date and place for the opening of tender

10:00 a.m., Tuesday, March 25th, 2025

Tender room in the Main building, Kyoto Prefectural Police Headquarters

85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550, Japan

(5) Division in charge

Accounting Division, Administrative Department, Kyoto Prefectural Police Headquarters

85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550, Japan

TEL 075-451-9111 Ext.2274

選挙管理委員会

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年2月7日

京都府選挙管理委員会

委員長 多 賀 久 雄

京都府選挙管理委員会規程第1号

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程

公職選挙事務執行規程（昭和40年京都府選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表1 医療法人社団親和会京都木原病院の項中「同 南区東寺東門前町25」を「同 南区西九条春日町5の1」に改める。

別表3 社会福祉法人北星会特別養護老人ホーム与謝の園の項中「同 与謝郡与謝野町字明石80」を「同 与謝郡与謝野町字明石2120」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。